

【新旧対照表】商品券等購入サービス特約の改定箇所

改定前	改定後
第1条 (サービスの内容)	第1条 サービスの内容
1. 本サービスは、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。）所定の会員規約（大型法人用）（以下「会員規約」という。）に定める法人会員のうち、両社所定のカードレス特約（以下「カードレス特約」という。）に定めるカードレス法人会員となった者（以下「本件カードレス法人会員」という。）が、以下の商品等について、両社所定のJCB 企業間決済サービス特約（以下「パーチェンジ特約」という。）に定める指定商品等として、会員規約に定めるショッピング利用を行うことができるサービスです。なお、本サービスは、カードレス特約に定めるカードレスサービスとして提供されます。	1.本サービスは、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。）所定の会員規約（大型法人用）（以下「会員規約」という。）に定める法人会員のうち、両社所定のカードレス特約（以下「カードレス特約」という。）に定めるカードレス法人会員となった者（以下「本件カードレス法人会員」という。）が、以下の商品 または役務 について、両社所定のJCB企業間決済サービス特約（以下「パーチェンジ特約」という。）に定める指定商品等として、会員規約に定めるショッピング利用を行うことができるサービスです。なお、本サービスは、カードレス特約に定めるカードレスサービスとして提供されます。
(1)JCB ギフトカード（以下「ギフトカード」という。） 、ならびにギフトカードにかかる包装用紙箱およびメッセージギフトケース（これらを総称して、以下「ギフトカード等」という。）	(1)JCBギフトカード（以下「ギフトカード」という。） 、ならびにギフトカードにかかる包装用紙箱およびメッセージギフトケース（これらを総称して、以下「ギフトカード等」という。）
(2)JCB-QUO カード（以下「QUO カード」という。） 、およびQUO カードにかかる包装用備品（これらを総称して、以下「QUO カード等」という。）	(2)JCB-QUOカード（以下「QUOカード」という。） 、およびQUOカードにかかる包装用備品（これらを総称して、以下「QUOカード等」という。）
(3)JCB プレモカード（以下「プレモカード」という。） 、およびプレモカードにかかる包装用備品（これらを総称して、以下「プレモカード等」という。）	(3)JCBプレモカード（以下「プレモカード」という。） 、およびプレモカードにかかる包装用備品（これらを総称して、以下「プレモカード等」という。）
(4) ギフトカード等・QUO カード等・プレモカード等（これらを総称して、以下「商品券等」という。）の発送費用	(4)ギフトカード等・QUOカード等・プレモカード等（これらを総称して、以下「商品券等」という。）の 発送
(5) プレモカードのチャージ（第7 条第2 項で定義する。）にかかる代金	
(6)JCB が商品券等およびプレモカードのチャージについて提供するオプションサービスの利用料	(5)JCBが商品券等 に関連して 提供するオプションサービス
2. 本サービスの指定加盟店（パーチェンジ特約に定めるものをいう。）は、JCB とします。	2.本サービスの指定加盟店（パーチェンジ特約に定めるものをいう。）は、JCBとします。
第2条 (商品券等の購入方法)	第2条 商品券等の購入方法
1. 本件カードレス法人会員は、JCB が指定する商品券等のうち、本件カードレス法人会員が希望するものについて購入の申し込みをすることができます。	1.本件カードレス法人会員は、 前条に定める指定商品等のうち、JCBが認める範囲内の商品・役務 について、本サービスを利用して、購入等の申し込みをすることができます。なお、本件カードレス法人会員は、本サービスを利用して商品券等の購入を申し込む場合には、併せて、本サービスを利用した 商品券等の発送の申し込みもする必要があるものとします。
2. 本件カードレス法人会員は、以下のいずれかの方法により商品券等の購入を申し込むことができるものとします。ただし、第2 号の申込方法は、JCB が別途本件カードレス法人会員に通知または公表した利用開始日から、利用できるものとします。	2.本件カードレス法人会員は、以下のいずれかの方法により商品券等の購入 等 を申し込むことができるものとします。ただし、第2号の申込方法は、JCBが別途本件カードレス法人会員に WEBシステム利用に必要な情報を通知した 日から、利用できるものとします。
(1)JCB 所定の「FAX 発注書」（以下「発注書」という。）にカード番号その他必要事項を記入し、本件カードレス法人会員があらかじめJCB に届け出た法人印を発注書へ捺印のうえ、JCB に対して発注書をFAX その他JCB が指定する方法で送付する方法。	(1)JCB所定のホームページ内の 商品券等購入ページ（以下「JCBホームページ」という。）から申し込む方法
(2)JCB 所定の商品券等の発注にかかるWEB システム（以下「本件WEB システム」という。）を利用する方法。なお、本件WEB システムの利用を希望する場合、本件カードレス法人会員は、JCB が別途定める利用規約を承認のうえ、本件WEB システムの利用をJCB 所定の方法により申し込み、JCB の承認を得なければならないものとします。	(2)JCB所定の商品券等の発注にかかるWEBシステム（以下「本件WEBシステム」という。）を利用する方法。なお、本件WEBシステムの利用を希望する場合、本件カードレス法人会員は、JCBが別途定める利用規約を承認のうえ、本件WEBシステムの利用をJCB所定の方法により申し込み、JCBの承認を得なければならないものとします。
	(3)JCB所定の発注書に注文内容、カード番号その他必要事項を記入のうえ、JCBに対して当該 発注書をJCBが指定する方法で送付する方法（ただし、JCBが当該方法による申し込みを特に認める場合に限り。また、発注書を送付する方法により、商品券等の購入等がなされた場合、本件カードレス法人会員は、発注書の作成者または送付者に代理権が存在しないことやその他の理由により、本件カードレス法人会員が商品券等の購入等をしたことの有効性を争えないものとします。）
3. 発注書の記載内容または本件WEB システムを通じた発注内容に過誤、遺漏等があった場合、JCB は、本件カードレス法人会員に対し、修正または必要事項の補足を指示し、または、本件カードレス法人会員に確認のうえ自ら必要事項を補足することができるものとします。	3. 前項各号に基づく購入等申し込みの記載 内容に過誤、遺漏等があった場合、JCBは、本件カードレス法人会員に対し、修正または必要事項の補足を指示し、または本件カードレス法人会員に確認のうえ自ら必要事項を補足することができるものとします。
4. 本件カードレス法人会員は、金券販売業者に対する商品券等の販売その他方法のいかんを問わず、換金目的での商品券等の購入の申し込みをしてはなりません。また、本件カードレス法人会員は、JCB が別途定める禁止取引等を行う目的で商品券等の購入の申し込みをしてはなりません。	4.本件カードレス法人会員は、金券販売業者に対する商品券等の販売その他方法のいかんを問わず、換金目的での商品券等の購入の申し込みをしてはなりません。また、本件カードレス法人会員は、JCBが別途定める禁止取引等を行う目的で商品券等の購入の申し込みをしてはなりません。
第3条 (購入の申し込みに対する不承諾)	第3条 購入の申し込みに対する不承諾
JCB は、前条に基づく購入の申し込みにかかる商品券等の合計金額、本件カードレス法人会員がJCB に対して負担する債務の総額その他の事情を勘案して、前条に基づく購入の申し込みに対する承諾を行わないことができるものとします。	JCBは、前条に基づく購入の申し込みにかかる商品券等の合計金額、本件カードレス法人会員がJCBに対して負担する債務の総額その他の事情を勘案して、前条に基づく購入の申し込みに対する承諾を行わないことができるものとします。
第4条 (契約の成立)	第4条 契約の成立
第2 条に基づく購入の申し込みに対してJCB より承諾の意思表示が行われた時点で、本件カードレス法人会員とJCB との間の商品券等にかかる売買契約が成立するものとします。なお、JCB より承諾の意思表示がなされなかった場合、JCB が発送した商品券等の到達をもって当該意思表示がなされたものとみなし、当該到達時に本件カードレス法人会員とJCB との間の商品券等にかかる売買契約が成立するものとします。	第2条に基づく購入の申し込みに対してJCBより承諾の意思表示が行われた時点で、本件カードレス法人会員とJCBとの間の商品券等にかかる売買契約が成立するものとします。なお、JCBより承諾の意思表示がなされなかった場合、JCBが発送した商品券等の到達をもって当該意思表示がなされたものとみなし、当該到達時に本件カードレス法人会員とJCBとの間の商品券等にかかる売買契約が成立するものとします。
第5条 (納入)	第5条 納入
1.JCB は、第2 条の購入の申し込みを承諾する場合、本件カードレス法人会員が発注書または本件WEB システムを通じて指定した住所地に向けて、商品券等を発送します。	1.JCBは、 第2条第2項各号の申し込みに対して承諾をした場合、本件カードレス法人会員からの申し込みをJCBが受付した日または発注書の受領日より原則として7日以内に、商品券等を本件カードレス法人会員の指定する場所へ発送します。発送費用については、本件カードレス法人会員の負担とし、商品券等の購入代金と同様の方法により支払うものとします。
2. 前項に基づき発送された商品券等の到達をもって、JCB から本件カードレス法人会員に対する商品券等の引渡しが完了したものとみなします。	2.前項に基づき発送された商品券等の到達をもって、JCBから本件カードレス法人会員に対する商品券等の引渡しが完了したものとみなします。

【新旧対照表】商品券等購入サービス特約の改定箇所

改定前	改定後
第6条（危険負担）	第6条 危険負担
1. 前条第2項の引渡前に生じた商品券等の滅失、毀損、亡失、損傷、変質、その他一切の損害は、本件カードレス法人会員の責に帰すべき事由によるものを除き、すべてJCBの負担とします。	1. 前条第2項の引渡前に生じた商品券等の滅失、毀損、亡失、損傷、変質、その他一切の損害は、本件カードレス法人会員の責に帰すべき事由によるものを除き、すべてJCBの負担とします。
2. 前条第2項の引渡後に生じた商品券等の滅失、毀損、亡失、損傷、変質、その他一切の損害は、JCBの責に帰すべき事由によるものを除き、すべて本件カードレス法人会員の負担とします。	2. 前条第2項の引渡後に生じた商品券等の滅失、毀損、亡失、損傷、変質、その他一切の損害は、JCBの責に帰すべき事由によるものを除き、すべて本件カードレス法人会員の負担とします。
第7条（プレカードのチャージ）	
1. 本件カードレス法人会員は、JCBの承諾を得た場合、JCBが指定する方法で、プレカードのチャージをすることができます。	
2. 前項にいう「チャージ」とは、JCBが指定する方法で、プレカードのバリュー（JCBがJCBプレカード利用約款に基づき発行し、JCBが管理する運用サーバ内に蓄積され、カード番号毎に管理される金銭的価値を有する電子情報であって、プレカードの利用者が加盟店から商品購入等を行った場合に、その代金の支払に使用することができるものをいう。）の残高を増額させることをいいます。	
第8条（利用代金の支払、所有権留保）	第7条 利用代金の支払、所有権留保
1. 本件カードレス法人会員は、本サービスを通じた第1条第1項各号の商品等にかかるショッピング利用の代金を、会員規約の規定に従って支払うものとします。	1. 本件カードレス法人会員は、本サービスを利用したことによるショッピング利用代金（第1条第1項に定める指定商品等の代金）を会員規約に定める時期および方法に従い、当社またはJCBに支払うものとします。
2. 商品券等の所有権およびプレカードにチャージされたバリューに関する権利は、当社がJCBに対して立替払いをするまではJCBに留保され、当該立替払いをした後は当社に移転し、本件カードレス法人会員が前項の代金を完済するまで当社に留保されるものとします。かかる完済がなされるまでの間、本件カードレス法人会員は、当社およびJCBのために商品券等およびプレカードにチャージされたバリューを善良な管理者の注意義務をもって保管するものとします。	2. 商品券等の所有権は、当社がJCBに対して立替払いをするまではJCBに留保され、当該立替払いをした後は当社に移転し、本件カードレス法人会員が前項の代金を完済するまで当社に留保されるものとします。かかる完済がなされるまでの間、本件カードレス法人会員は、当社およびJCBのために商品券等を善良な管理者の注意義務をもって保管するものとします。
第9条（本特約の改定）	第8条 本特約の改定
将来、本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に本件カードレス法人会員が本サービスを利用した場合（カードレス特約に定めるカード情報使用者が利用した場合を含む。）、両社は会員が当該改定内容を承認したものとみなします。	両社は、民法の定めに基づき、本件カードレス法人会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定し（本特約と一体をなす特約等を新たに定めることを含みます。）、または本特約に付随する特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として本件カードレス法人会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら本件カードレス法人会員の利益となるものである場合、または本件カードレス法人会員への影響が軽微であると認められる場合、その他本件カードレス法人会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。
第10条（本特約の優越、適用関係）	第9条 本特約の優越、適用関係
1. 本特約は、本件カードレス法人会員のサービス利用について適用されるものとし、本特約の内容と会員規約、パーチェシング特約またはカードレス特約（これらを総称して、以下「会員規約等」という。）の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。また、本特約に定めのない事項については会員規約等によるものとします。	1. 本特約は、本件カードレス法人会員のサービス利用について適用されるものとし、本特約の内容と会員規約、パーチェシング特約またはカードレス特約（これらを総称して、以下「会員規約等」という。）の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。また、本特約に定めのない事項については会員規約等によるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、特に定めがない限り、会員規約等に準じるものとします。	2. 本特約で使用する用語の定義は、特に定めがない限り、会員規約等に準じるものとします。
(SKSTK01・20230331)	(SKSTK01・20260331)